

協定規則第14号第6改訂補足第1改訂版

座席ベルト取付装置、ISOFIX 機構の取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置に係る車両の認可に関する統一規定 目次

規則

1. 適用範囲
2. 定義
3. 認可申請
4. 認可
5. 仕様
6. 試験
7. 座席ベルト取付装置に関する静的試験中及び試験後の検査
8. 車両型式認可の変更及び拡大
9. 生産の適合性
10. 生産の不適合に対する罰則
11. 取扱説明書
12. 生産中止
13. 認可試験を実施する技術機関と行政官庁の名称と所在地
14. 過渡規定

附則

- 附則 1－ 協定規則第 14 号に基づく座席ベルトの取付装置に係わる車両型式の認可の拡大、認可の拒否、認可の取消又は生産の中止に関する通知
- 附則 2－ 認可に係る表示の配置
- 附則 3－ 有効ベルト取付装置の位置
- 附則 4－ 「H」ポイント及び着席位置の実トルソ角の決定手順
付録 1－三次元「H」ポイント測定装置の説明
付録 2－三次元基準システム
付録 3－着席位置に関する基準データ
- 附則 5－ 牽引装置
- 附則 6－ 取付装置ポイントの最小数と下部取付装置の位置
付録 1－下部取付装置の位置－角度要件のみ
- 附則 7－ 座席ベルト取付装置の静的強度試験に代わる動的試験
- 附則 8－ ダミーの仕様
- 附則 9－ ISOFIX 機構の取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置

協定規則第14号第6改訂補足第1改訂版

座席ベルト取付装置、ISOFIX 機構の取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置に係る車両の認可に関する統一規定

1. 適用範囲

本規則は以下に適用する：

- (a) 前向き又は後向き座席の座席ベルト取付装置に関して、車両区分M及びN^{1/}の自動車
- (b) ISOFIX 機構の取付装置及び年少者用補助乗車装置用 ISOFIX トップテザー取付装置に関して、車両区分 M1 及び N2 の自動車

^{1/} 統合決議R.E.3 附則 7、文書TRANS/WP29/78/Rev.1/2.Amend.2に定められる。

2. 定義

本規則の目的のために、

- 2.1. 「車両の認可」とは、座席ベルトの型式を決定するために必要となる、座席ベルト取付装置を備えた車両型式の認可をいう。
- 2.2. 「車両型式」とは、座席ベルト取付装置及び ISOFIX 機構の取付装置を装備する場合において、ISOFIX トップテザー取付装置を取り付ける自動車の構造又は座席の構造が同一であるとともに、動的試験によって取付装置強度を試験する場合にあっては、座席ベルト取付装置に負荷される力に係る拘束装置の構成部品の特性（負荷制限機能）が同一の自動車（被牽引自動車を除く。）をいう。
- 2.3. 「ベルト取付装置」とは、座席ベルトの構成品を固定するための車両、座席の部品又はその他の車両構造部をいう。
- 2.4. 「有効なベルト取付装置」とは、5.4.で定める座席ベルトの各部分の取り付けを決めるための位置をいう。これは、座席ベルトを着用したときの向きにストラップを向けて取り付けるべき位置であり、ベルト取付装置に取り付ける座席ベルト金具の形状によっては、実際のベルト取付装置としないことができるものとする。
 - 2.4.1. 実際の座席ベルト取付装置としないことができる例として、2.4.1.1.から 2.4.1.3.までに掲げる場合を示す。
 - 2.4.1.2. 自動車又は座席にストラップガイドが取り付けられている場合にあつては、ストラップがベルト着用者側のガイドを離れる位置におけるガイドの中間点を有効なベルト取付装置とみなす。
 - 2.4.1.3. ベルト着用位置から自動車又は座席に取り付けられた巻き込み装置まで、ストラップガイドなしで移動することができる場合にあつては、有効なベルト取付装置はストラップを巻き取るためのリールの軸とそのリール上にあるストラップの中心線を通る面との交点とするものとする。
- 2.5. 「フロア」とは、車両の側壁と一体の車体の下部をいい、リブや型押し、床下に縦方向及び横方向の構造材となる補強も含むものをいう。
- 2.6. 「座席」とは、自動車の構造部と一体となっているもの又は構造部に取り付けられている

ものであって、付属品によって取り付けられた成人 1 名が着席できるものをいい、1 名が着座できるセパレートシート及びベンチシートの一部分を指す。

- 2.6.1. 「助手席」とは、当該座席の「最前方 H ポイント」と、運転席の R ポイントを通る垂直横断面上又はその前方にある座席をいう。
- 2.7. 「一体型座席」とは、ベンチタイプ又は並んだ座席であって、1 人以上の成人が着座できる座席をいう。（この場合における並んだ座席とは、座席の最前部の取付装置が並んでいる別の座席の最後部の取付装置の前部と同列又は前にあり、かつ、座席の最前部の取付装置が並んでいる別の座席の最前部の取付装置の後部と同列又は後ろに配置されているものをいう。）
- 2.8. 「ベンチシート」とは、付属品により取り付けられた成人 1 名を超えて着座できる一体構造の座席をいう。
- 2.9. 「折りたたみ式座席」とは、常用しない補助的な座席で、通常は折りたたまれている座席をいう。
- 2.10. 「座席の型式」とは、2.10.1.から 2.10.3.までに掲げる要件において基本的に同一の座席をいう。
 - 2.10.1. 形、寸法、及び座席構造物の材料
 - 2.10.2. 調節機構及びすべてのロック機構の型式と寸法
 - 2.10.3. 座席のベルト取付装置、座席取付装置及び車両構造に係る部品の型式と寸法
- 2.11. 「座席取付装置」とは、車両構造に係る部品を含む、車両に座席を固定する装置をいう。
- 2.12. 「調節機構」とは、乗員の体に合った着席位置に座席及び座席の部品を調節できる機構をいう。この機構は 2.12.1.から 2.12.3.までに掲げる調節を可能とする。
 - 2.12.1. 縦方向の移動
 - 2.12.2. 垂直方向の移動
 - 2.12.3. 角度変位
- 2.13. 「移動機構」とは、当該座席の後方空間での移動を可能にするために、座席又は座席の一部を途中で固定することなく、移動させたり、回転させたりできるようにする機構をいう。
- 2.14. 「ロック機構」とは、座席及びその部品をあらゆる使用位置で確実に保持する装置をいい、座席に対して座席の背もたれを固定する機構と、車両に対して座席の位置を固定する機構を指す。
- 2.15. 「基準区域」とは、H ポイントに関して対称で 400mm 離れた二つの垂直縦断面間の空間で、協定規則第 21 号の附則 1 に定めるヘッドフォーム装置を垂直から水平へと回転させることによって決定される領域をいう。この場合において、ヘッドフォーム装置は協定規則第 21 号の附則 1 に定める位置とし、最大長 840mm でセットすること。
- 2.16. 「胸部負荷制限機能」とは、衝突時に乗員の胸部を拘束する力を制限することを目的とした座席ベルト、座席、又は車両の一部をいう。
- 2.17. 「ISOFIX」とは、年少者用補助乗車装置を車両の剛体部に取り付ける装置 2 個とそれに対応する年少者用補助乗車装置の剛体に取り付けられた装置 2 個及び年少者用補助乗車装置の上下回転を防ぐ中心位置の機構をいう。
- 2.18. 「ISOFIX 位置」とは、下記のいずれかの装置の取り付け位置をいう。
 - (a) 協定規則第 44 号に定義する汎用 ISOFIX 前向き年少者用補助乗車装置

- (b) 協定規則第 44 号に定義する準汎用 ISOFIX 前向き年少者用補助乗車装置
 - (c) 協定規則第 44 号に定義する準汎用 ISOFIX 後向き年少者用補助乗車装置
 - (d) 協定規則第 44 号に定義する準汎用 ISOFIX 横向き年少者用補助乗車装置
 - (e) 協定規則第 44 号に定義する特定車両 ISOFIX 年少者用補助乗車装置
- 2.19. 「ISOFIX 下部取付装置」とは、車両又は座席から伸びた剛性を持つ直径 6mm の円形の水平の棒で、ISOFIX 年少者用補助乗車装置を取り付け固定するためのものをいう。
- 2.20. 「ISOFIX 機構の取付装置」とは、ISOFIX 年少者用補助乗車装置の回転を防止する装置と連結して取り付けるように設計された、2 個の ISOFIX 下部取付装置から構成される装置をいう。
- 2.21. 「ISOFIX 取付装置」とは、ISOFIX 年少者用補助乗車装置から伸びる、ISOFIX 下部取付装置に結合することができる 2 個の取り付け部のうちの 1 つで、協定規則第 44 号の要件を満たすものをいう。
- 2.22. 「ISOFIX 年少者用補助乗車装置」とは、ISOFIX 機構の取付装置に取り付ける年少者用補助乗車装置で、協定規則第 44 号の要件を満たすものをいう。
- 2.23. 「静的負荷適合性試験装置 (SFAD)」とは、当該装置を車両の ISOFIX 機構の取付装置の強度を検証するとともに、静的試験により車両又は座席が回転を制限できるかどうかを確認するために用いる試験装置をいい、附則 9 の図 1 及び図 2 に記載するものをいう。
- 2.24. 「回転防止装置」
- (a) ISOFIX トップテザーからなる汎用 ISOFIX 年少者用補助乗車装置用の回転防止装置。
 - (b) トップテザー、車両のインストルメントパネル、又は前面衝突時に拘束装置の回転を制限することを目的とする支持脚のいずれかからなる準汎用 ISOFIX 幼児拘束装置年少者用補助乗車装置の回転防止装置。
 - (c) ただし、汎用及び準汎用の ISOFIX 年少者用補助乗車装置にあつては、車両の座席自体は回転防止装置には含まれない。
- 2.25. 「ISOFIX トップテザー取付装置」とは、規定範囲に位置する棒状の構造で、ISOFIX トップテザーのストラップコネクターを取り付けることができるものであつて、その拘束力を車両構造に伝えるように設計されているものをいう。
- 2.26. 「ISOFIX トップテザーコネクター」とは、ISOFIX トップテザー取付装置に取り付けることを目的とした装置をいう。
- 2.27. 「ISOFIX トップテザーフック」とは、附則 9 の図 3 に定めるように、ISOFIX トップテザー取付装置に ISOFIX トップテザーストラップを取り付けるために使用する ISOFIX トップテザーコネクターをいう。
- 2.28. 「ISOFIX トップテザーストラップ」とは、ISOFIX 年少者用補助乗車装置の上部から ISOFIX トップテザー取付装置まで伸びる棒状のストラップ又はこれと同等のものであつて、調節装置と張力解除装置及び ISOFIX トップテザーコネクターを備えたものをいう。
- 2.29. 「誘導装置」とは、ISOFIX 年少者用補助乗車装置を装着する際に、ISOFIX 取付装置を ISOFIX 下部取付装置に容易に組み合わせることができるよう物理的に誘導する装置をいう。
- 2.30. 「ISOFIX 表示装置」とは、ISOFIX 年少者用補助乗車装置を取り付けるための車両側の ISOFIX 位置及び各 ISOFIX 機構の取付装置毎の ISOFIX の位置を示す表示をいう。

- 2.31. 「試験用年少者用補助乗車装置」とは、協定規則第 16 号附則 17、付録 2 の 4 に定める 7 種類のサイズの ISOFIX のうちの 1 つの装置であって、特にその寸法が 4 の図 1 から 6 に記載されている装置をいう。協定規則第 16 号ではこれらの試験用年少者用補助乗車装置 (CRF) を使って、車両の ISOFIX 位置に取り付けることのできる ISOFIX 年少者用補助乗車装置のサイズ等級を確認することとする。本規則でも CRF の 1 つである、4 の図 2 に記載するいわゆる ISO/F2 (B) を使って、任意の ISOFIX 機構の取付装置に取り付ける位置と、取り付けることが可能であることを確認するものとする。

3. 認可申請

- 3.1. 座席ベルト取付装置、ISOFIX 機構の取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置に係る車両型式の認可申請は、自動車製作者又はその正規の委任代理人が行うものとする。
- 3.2. 申請書には 3.2.1. から 3.2.5. までに掲げる書類 3 部を添付しなければならない。
- 3.2.1. 申請に係る座席ベルト取付装置、有効ベルト取付装置、ISOFIX 機構の取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置の車両における位置関係を記載した図面並びにベルト取付装置、ISOFIX 機構の取付装置、ISOFIX トップテザー取付装置及びベルト取付装置取付部の詳細図面。
- 3.2.2. 申請に係る座席ベルト取付装置、ISOFIX 機構の取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置の強度に影響を与える可能性のある材料について、その仕様を記載した書面。
- 3.2.3. 申請に係る座席ベルト取付装置、ISOFIX 機構の取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置の構造及び性能を記載した書面。
- 3.2.4. 座席ベルト取付装置、ISOFIX 機構の取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置が座席に直接取り付けられる場合には、3.2.4.1. 及び 3.2.4.2. に掲げる書面。
- 3.2.4.1. 座席、座席取付装置、座席調節及びロック機構構造及び性能を記載した書面。
- 3.2.4.2. 座席、座席取付装置、座席調節及びロック機構の詳細図面。
- 3.2.5. 自動車製作者が代替要件として動的強度試験を選択する場合には、取付装置の試験に使用する座席ベルト又は拘束装置が協定規則第 16 号に適合することを証する書面。
- 3.3. 自動車製作者は、自動車製作者の選択により、技術機関によるベルト取付装置、ISOFIX 機構の取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置に係る試験に必要となる自動車又は装置を提出するものとする。

4. 認可

- 4.1. 本規則に基づく車両型式認可は、申請に係る自動車が本規則に規定する各要件に適合しているかどうかを判定することによって行うものとする。
- 4.2. 認可番号は、認可された各型式毎に割り当てるものとする。認可番号の最初の 2 桁（現在は、第 6 改訂版に対応して 06）は、本規則に加えられた主要な技術的修正に関して、認可時点における最新の改訂版を示すものとする。締約国は 2.2 に規定する車両型式が異なる場合には、当該車両型式に対して、同一の番号を割り当ててはならない。
- 4.3. 本規則に基づく車両型式の認可、認可の拡大、拒否若しくは取消又は生産の中止に係る通知は、附則 1 の書式により、本規則を適用している協定締約国に対して行うものとする。
- 4.4. 本規則に基づく認可を受けた車両型式に適合する全ての自動車には、容易に視認できる位

置として認可書類に記載された場所に、4.4.1.から 4.4.3.までに掲げる認可に係る表示を付すこと。

- 4.4.1. 文字「E」及び認可を行った国の識別番号^{2/}を円
- 4.4.2. 4.4.1 で定めた円の右側に記された本規則の番
- 4.4.3. 附則 7 の動的試験に基づく型式認可の場合には、本規則番号の右側に記された文字「e」
- 4.5. 本規則に基づく認可を行った国において、当該認可を受けた車両型式に適合する自動車が 1 つ又は複数の他の規則に基づいて認可された車両型式についても適合する場合には、4.4.1 に規定する記号を複数表示する必要はない。この場合において、本規則に基づく認可を付与した国において認可された他の規則に係る追加の番号及び記号は、4.4.1.に規定する記号の右側に縦列に配置するものとする。
- 4.6. 認可に係る表示は、明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消えない方法で表示するものとする。
- 4.7. 認可に係る表示は、自動車製作者が貼付する自動車の特性等を表示するプレートの付近又は当該プレートの中に表示するものとする。
- 4.8. 認可に係る表示の例を附則 2 に示す。

^{2/} 1 ドイツ、2 フランス、3 イタリア、4 オランダ、5 スウェーデン、6 ベルギー、7 ハンガリー、8 チェコ共和国、9 スペイン、10 セルビア・モンテネグロ、11 英国、12 オーストリア、13 ルクセンブルグ、14 スイス、15 (空番号)、16 ノルウェー、17 フィンランド、18 デンマーク、19 ルーマニア、20 ポーランド、21 ポルトガル、22 ロシア連邦、23 ギリシャ、24 アイルランド、25 クロアチア、26 スロベニア、27 スロバキア、28 ベラルーシ、29 エストニア、30 (空番号)、31 ボスニア・ヘルツェゴビナ、32 ラトビア、33 (空番号)、34 ブルガリア、35 (空番号)、36 リトアニア、37 トルコ、38 (空番号)、39 アゼルバイジャン、40 マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、41 (空番号)、42 欧州共同体 (認可は加盟国がそれぞれのECE記号を用いて付与する)、43 日本、44 (空番号)、45 オーストラリア、46 ウクライナ、47 南アフリカ、48 ニューゼーランド、49 キプロス、50 マルタ、51 大韓民国、52 マレーシア、53 タイ王国。後続番号は、「車輪付き車両及び車輪付き車両に取り付け又は使用が可能な装備品と部品に係る統一技術規定ならびに同規定に基づいて付与される認可の相互承認の条件に関する協定」を批准又は承認した日付順に、他の国に割当てするものとする。こうして割当てた番号を国連事務総長が協定締約国に通知する。

5. 仕様

- 5.1. 定義 (附則 3 参照)
 - 5.1.1. H ポイントとは、本規則附則 4、2.3 で規定される基準点をいい、当該附則で定める手順に従って決定されなければならない。
 - 5.1.1.1. H'ポイントとは、5.1.1 で規定した H ポイントに相当する基準点であり、通常使用される座席位置に対して定められるものをいう。
 - 5.1.1.2. R ポイントとは、本規則附則 4、2.4 で規定される着席基準点をいう。
 - 5.1.2. 三次元基準システムは、本規則附則 4、付録 2 で規定される。
 - 5.1.3. L1 ポイント及び L2 ポイントとは、下部の有効ベルト取付装置をいう。
 - 5.1.4. C ポイントとは、R ポイントの垂直上方 450mm にある点をいう。ただし、5.1.6 で規定される距離 S が 280mm 以上であり、かつ、自動車製作者が 5.4.3.3 で規定される代替式 $BR = 260mm + 0.8S$ を選択する場合、C ポイントは R ポイントの垂直上方 500mm にある点とするものとする。
 - 5.1.5. 角 $\alpha 1$ 及び $\alpha 2$ とは、それぞれ水平面及び車両の中央縦断面に直角で、かつ H1 ポイントと L1 ポイント及び L2 ポイントを通る面とがなす角をいう。

- 5.1.6. S とは、基準面 P からの有効な上部ベルト取付装置の距離をミリメートルで表わしたものをいう。この場合において、基準面 P は、車両の中央縦断面に平行であり、かつ、5.1.6.1. から 5.1.6.2.3. までにより規定される面をいう。
- 5.1.6.1. 着席位置が座席の形状からうまく定まる場合には、当該座席の中央面とするものとする。
- 5.1.6.2. うまく定まる位直がない場合には、5.1.6.2.1. から 5.1.6.2.3. までにより規定される面とする。
- 5.1.6.2.1. 運転席における基準面 P は、車両の中央縦断面に平行な垂直面のうち、ステアリングホイールリムの面内におけるステアリングホイールの中心を通るものとする。この場合において、調節できるステアリングホイールは、中央の位置にあるものとする。
- 5.1.6.2.2 前部外側乗客席における基準面 P は、車両の中央縦断面に対して運転者における基準面 P と対称である面とするものとする。
- 5.1.6.2.3. 後部外側座席における基準面 P は、車両の中央縦断面と基準面 P との間の距離 A に関して以下の条件を満たすものとして、自動車製作者が指定する面とするものとする。
ベンチシートが乗員 2 名を収容するように設計されている場合には、A は 200mm 以上。
ベンチシートが乗員 3 名以上を収容するように設計されている場合には、A は 300mm 以上。
- 5.2. 一般仕様
- 5.2.1. 座席ベルトの取付装置は、5.2.1.1. から 5.2.1.5. までの規定に適合するように設計され、製作され、取り付けられていること。
- 5.2.1.1. 適切な座席ベルトを取り付けができる。前部外側位置のベルト取付装置は巻き込み装置とプーリーを組み込む座席ベルトに適したものとし、特にベルト取付装置の強度特性を考慮するものとする。ただし、自動車製作者が巻き込み装置を含む他の型式の座席ベルトが装備された車両を供給する場合は、この限りではない。もし、取付装置が特別な型式の座席ベルトだけに合う場合は、これらの型式を 4.3 で述べた書類に記載するものとする。
- 5.2.1.2. 正しく着用した場合におけるベルトのすべりの危険性を少なくすること。
- 5.2.1.3. 車両又は座席構造における鋭利な箇所との接触によるストラップの破損の危険性を少なくすること。
- 5.2.1.4. 通常の使用状態において、座席ベルトが取り付けられた車両が本規則の規定に適合すること。
- 5.2.1.5. 本規則における仕様に係る要件は、取付装置が乗員の乗降及び拘束のために通常とは異なる位置をとる場合には、拘束が有効となる位置において適用するものとする。
- 5.2.2. ISOFIX 年少者用補助乗車装置を取り付ける ISOFIX 機構の取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置は、5.2.2.1. 及び 5.2.2.2. の規定に適合するように設計され、製作され、取り付けられるものとする。
- 5.2.2.1. ISOFIX 機構の取付装置及びトップテザー取付装置は、通常使用時の車両で本規則の規定に従って使用できるものとする。
ISOFIX 機構の取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置は、あらゆる車両で本規則の規定に従って追加することができる。従って、これらの取付装置は、型式認可申請の書類に記載するものとする。
- 5.2.2.2. ISOFIX 機構の取付装置と ISOFIX トップテザー取付装置の強度は、協定規則第 44 号に規定される質量グループ 0、0+及び 1 の ISOFIX 年少者用補助乗車装置が取り付けられるよ

うに設計されること。

5.2.3. ISOFIX 機構の取付装置に係る設計及び配置：

5.2.3.1. ISOFIX 機構の取付装置は、直径 $6\text{mm}\pm 0.1\text{mm}$ の水平横断面方向剛性バーであり、附則 9 図 4 に規定される、同一軸に位置する最小有効長 25mm の 2 つの区域において取り付けられるものとする。

5.2.3.2. 車両着席位置に取り付ける ISOFIX 機構の取付装置は、本規則附則 4 に定めた設計 H ポイントの後方に水平にバーの中心までを測定して 120mm 以上の位置に配置するものとする。

5.2.3.3. 車両に取り付けられる ISOFIX 機構の取付装置について、協定規則第 16 号（附則 17、付録 2、図 2）に記載する試験用 ISOFIX 年少者用補助乗車装置「ISO/F2」（B）を取り付けることが出来ることを検証するものとする。

5.2.3.4. 協定規則第 16 号（附則 17、付録 2、図 2）に定める試験用年少者用補助乗車装置「ISO/F2」（B）の座面は、本規則附則 4 の付録 2 に規定される車両基準面に対して次の範囲内の姿勢角を有するものとする。

(a) 縦揺れ方向： $15^\circ\pm 10^\circ$

(b) 横揺れ方向： $0^\circ\pm 5^\circ$

(c) 偏揺れ方向： $0^\circ\pm 10^\circ$

5.2.3.5. ISOFIX 機構の取付装置は、固定式又は収納式とするものとする。ISOFIX 機構の取付装置に関する要件は、当該装置が収納式である場合には、展開された位置において適用するものとする。

5.2.3.6. ISOFIX 下部取付装置バー（展開時）及び固定式誘導装置は、当該バー又は誘導装置の中心を通る垂直縦断面において、水平面から上方 30° の角度から取付装置バー又は誘導装置を見た時に、座席クッション又は座席背もたれを圧迫しなくても視認できるものとする。ただし、視認できない場合には、車両に取り付けられている取付装置バー又は誘導装置に隣接して自動車製作者が選択した 5.2.3.6.1.又は 5.2.3.6.2.のいずれかに規定した表示が付けられているものとする。

5.2.3.6.1. 最低限、附則 9、図 12 に示す記号で、直径 13mm 以上の円から成り、以下の条件を満たす絵文字。

(a) 円の背景と絵文字とは、対照的な色とする

(b) 絵文字は、システムにおける全てのバーの近くに表示するものとする

5.2.3.6.2. 少なくとも高さ 6mm の大文字で書いた「ISOFIX」という単語。

5.2.4. ISOFIX トップテザー取付装置に係る設計及び配置：

自動車製作者の選択により、5.2.4.1 と又は 5.2.4.2 に規定するいずれかの方法を用いることができる。

ただし、5.2.4.1 に規定する方法は、ISOFIX 位置が座席上にある場合に限られる。

5.2.4.1. ISOFIX トップテザー取付装置のうち、ISOFIX トップテザーコネクターとの結合部は、5.2.4.3 及び 5.2.4.4.を条件として、SAE J826（1995 年 7 月）及び附則 9 の図 5 に示すテンプレートに関して、肩部基準点から 2000mm 以内であり、かつ、当該結合部を取り付ける指定着席位置の（附則 9、図 6 から 10 に示す）影の領域内に、以下の条件に従って配置するものとする。

5.2.4.1.1. テンプレートにおける H ポイントは、座面の最下方かつ最後方位置とする。この場合にお

けるテンプレートの横方向位置は、2つある ISOFIX 下部取付装置の中間とする。

5.2.4.1.2. テンプレートにおけるトルソラインは、垂直横断面に対して、座席背面が最も垂直方向となる位置にした時と同じ角度とする。

5.2.4.1.3. テンプレートは、テンプレートの H ポイントを含む垂直縦断面上に配置する。

5.2.4.2. ISOFIX トップテザー取付装置領域は、上記の代わりに、協定規則第 16 号（附則 17、付録 2、図 2）に定義された「ISO/F2」(B) 装置を用いて、附則 9 の図 11 に示す ISOFIX 下部取付装置を備えた ISOFIX 位置に配置してもよい。

着席位置は、座席背面を公称位置にして座席を最後方かつ最下方の位置にするか、自動車製作者の推奨位置に従うものとする。

側面から見たときに、ISOFIX トップテザー取付装置は、「ISO/F2」(B) 装置の後面よりも後ろに位置するものとする。

「ISO/F2」(B) 装置の後面と、座席背面の上部で硬度が 50 ショア A を超える最後の剛体点を含む水平線（附則 9、図 11、記号説明 3）との交点によって、「ISO/F2」(B) 装置の中央線上の基準点 4（附則 9、図 11）が定義される。この基準点において、水平線から最大で 45°の角度によってトップテザー取付装置領域の上限が定義される。

基準点 4（附則 9、図 11）において、上から見たときに後方かつ側方に最大 90°の角度と後ろから見たときに最大 40°の角度によって、ISOFIX トップテザーの取付装置領域を限定する 2 つの体積が定義される。

ISOFIX トップテザーストラップ (5) の起点は、「ISO/F2」(B) 装置と、同装置の中央線 (6) 上で同装置の水平面 (1) の上方 550mm にある平面とが交差する点に位置する。

さらに、ISOFIX トップテザー取付装置は、ストラップを座席背面を越えて ISOFIX トップテザー取付装置まで引き出したときにストラップに沿って測定したときに、「ISO/F2」(B) 装置の後面の ISOFIX トップテザーストラップの起点から 200mm 超かつ 2,000mm 以下の位置にあるものとする。

5.2.4.3. ISOFIX トップテザー取付装置のうち、ISOFIX トップテザーコネクタとの結合部は、5.2.4.1 又は 5.2.4.2 に規定する影の領域に位置することが困難でありかつ、車両が 5.2.4.3.1. から 5.2.4.3.3. までは規定するルーティング装置を備えている場合には、当該領域外側に位置してもよい。

5.2.4.3.1. ルーティング装置により、ISOFIX トップテザー取付装置が影の領域内に位置している場合と同様に ISOFIX トップテザーストラップが機能することを保証すること。

5.2.4.3.2. 非剛性ウェビング式ルーティング装置又は展開作動が可能なルーティング装置の場合には、トルソラインの後方 65mm 以上に位置し、固定剛性ルーティング装置の場合にはトルソラインの後方 100mm 以上に位置すること。

5.2.4.3.3. ルーティング装置を取り付けた状態で試験を行った場合において、ISOFIX トップテザー取付装置に加えて、当該装置が本規則 6.6 に記す負荷に耐え得る強度を有すること。

5.2.4.4. テザー取付装置は、座席背面の中に埋め込んでもよい。ただし、車両の座席背面上部に位置するストラップのラップアラウンドエリア内に埋め込んではいない。

5.2.4.5. ISOFIX トップテザー取付装置は、ISOFIX トップテザーフックを取り付けるため、附則 9.図 3 に規定する間げきを有するものとする。

当該間げきは、ISOFIX トップテザー取付装置の取り付け及び取り外しのために用いるもの

とする。ISOFIX トップテザー取付装置がカバーの下にある場合にあっては、当該カバーは、例えば附則 9 の図 13 に規定されているいずれかの記号又は当該記号の鏡像によって識別できるものとする。加えて、カバーは、工具を使わずに取り外すことができるものとする。

5.3. 備えるべきベルト取付装置の個数

5.3.1. 車両区分M及びNの自動車（クラス I、II 又はA^{1/}に属する車両区分M2 及びM3 の自動車を除く。）は、本規則の要件に適合する座席ベルト取付装置を備えるものとする。

車両区分 M1 の自動車は、5.3.8.の要件に適合する ISOFIX 取付装置を備えるものとする。ISOFIX 取付装置を備える車両区分 N1 の自動車も本規則の要件に適合するものとする。

^{1/} 統合決議R.E.3 附則 7、文書TRANS/WP29/78/Rev.1/2.Amend.2 に定められる。

5.3.1.1. 協定規則第 16 号に基づき型式 S のベルト（巻き取り装置付き又は無し）として認可されたハーネスベルトシステムの取付装置は、協定規則第 14 号の要件にも適合しなければならないものとする。股部ストラップを取り付けるために装備された追加の取付装置については、本規則における強度及び位置に係る要件は免除される。

5.3.2. 備えるべき座席ベルト取付装置の最小数は、座席の向き毎に、附則 6 に定められた数とする。

5.3.3. N1 区分の自動車の前部以外の外側着席位置については、車両の他の部分を乗客が通行できるように、車両の座席とそれに最も近い側壁との間に通路がある場合は、附則 6 に記号 Ø ** で示したとおり、2 つの下部取付装置が許可される。

この場合における通路は、すべてのドアを閉じた車室内の側壁と、当該座席の R ポイントを通る水平面上における車両中心線に垂直な距離が 500mm 以上であるものをいう。

5.3.4 附則 6 のうち、前部中央座席位置において記号*が付されているものにおいては、備えるべき座席ベルト取付装置の最小数は、ウインドスクリーンが協定規則第 21 号附則 1 で規定された基準区域外にある場合には 2 個、当該基準区域の中にある場合には 3 個とする。

この場合において、ウインドスクリーンが協定規則第 21 号附則 1 に規定する方法における試験装置と接触がある場合には、基準区域の中にあるものとする。

5.3.5 附則 6 のうち、記号⊥が付された座席位置においては、取り付けるべき座席ベルト取付装置の最小数は、3 個とする。ただし、5.3.5.1.から 5.3.5.3.までの条件のいずれかに適合する場合には、2 個とすることができる。

5.3.5.1 当該座席の直前に協定規則第 80 号、付録 1、3.5.に適合する座席又はその他の車両部品があること。

5.3.5.2 自動車が走行している状態において、車両のどの部分も基準区域内の中に入っていないかつ、入る可能性もないこと。

5.3.5.3 前項の基準区域の中にある装置の全てが、協定規則第 80 号、付録 6 に規定するエネルギー吸収要件に適合していること。

5.3.6 座席ベルト取付装置は、折たたみ式座席、車両停止することのみを目的とする折りたたみ式座席及び座席設備並びに 5.3.1 から 5.3.4 までの規定に該当しない座席については、備える必要はない。ただし、これらの座席に座席ベルト取付装置を備える場合にあっては、当

該座席ベルト取付装置は、本規則の規定に適合しなければならないものとする。この場合において、取り付けるべき座席ベルト取付装置の最小個数は2個とする。

- 5.3.7 2階建て車両の2階部分においては、前部外側着席位置に対しても前部中央前部着席位置に対する要件を適用するものとする。
- 5.3.8. 備えるべき ISOFIX 位置の最小個数
 - 5.3.8.1. M1 区分の自動車は、少なくとも2つの ISOFIX 位置を備えなければならない。ISOFIX 位置の少なくとも2つに、ISOFIX 機構の取付装置1つと ISOFIX トップテザー取付装置1つを両方とも装備するものとする。各 ISOFIX 位置に取り付けることのできる、協定規則第16号に定める ISOFIX 器具の種類及び個数は、協定規則第16号に規定する。
 - 5.3.8.2. 5.3.8.1 の規定にかかわらず、車両が1列の座席のみ装備する場合には、ISOFIX 位置は要求されない。
 - 5.3.8.3. 5.3.8.1 の規定にかかわらず、第2列の座席には2つの ISOFIX 位置機構の少なくとも1つを取り付けるものとする。
 - 5.3.8.4. 前面エアバッグで保護する前部着席位置に ISOFIX 機構の取付装置を取り付ける場合には、このエアバッグの作動防止装置を取り付けるものとする。
 - 5.3.8.5. 5.3.8.1 にかかわらず、一体系「組込式」年少者用補助乗車装置の場合にあっては、設置する ISOFIX 位置の数は、少なくとも2から質量グループ0、0+、又は1の一体系「組込式」年少者用補助乗車装置の数を引いた数とする。
 - 5.3.8.6. 5.3.8.1 の規定にかかわらず、車両構造に関する統合決議 (R.E.3) */ 附則7の8.1に定めるコンバーチブル車両で複数のシート列をもつものには、少なくとも2つの ISOFIX 下部取付装置を取り付けるものとする。当該車両に ISOFIX トップテザー取付装置が装備されている場合には、この取付装置には本規則の適当な規定に適合するものとする。
- 5.3.9 5.3.1.に規定する要件は、車両停止時に使用するために回転させるか、他の方向に向けることのできる座席の場合には、通常車両が道路を走行している時に使用されている方向についてのみ適用するものとする。取扱説明書には、この趣旨に基づく注記を記載しなければならない。
- 5.4. ベルト取付装置の位置 (附則3、図1参照)

*/ 文書 TRANS/WP29/78/Rev.1/Amend.2

- 5.4.1. 一般要件
 - 5.4.1.1. ベルト取付装置は、車両構造、座席構造、あるいは車両のその他の部分に配置するものとする。
 - 5.4.1.2. 試験要件が満たされれば、1つのベルト取付装置を2つの隣り合った座席ベルトの端を取り付けるのに用いることができる。
- 5.4.2. 有効な下部ベルト取付装置の位置
 - 5.4.2.1. 前部座席、M1 区分の自動車
 - M1 区分の自動車で角 $\alpha 1$ (バックル側以外) は、 30° から 80° の範囲にあり、角 $\alpha 2$ (バックル側) は、 45° から 80° の範囲とするものとする。両方の角度要件は、前部座席の通常使用

の全位置で有効であること。角 $\alpha 1$ と $\alpha 2$ の少なくとも一つが通常使用位置のすべてで変化しない（例：座席に取り付けた取付装置）場合、その値は $60\pm 10^\circ$ でとするものとする。
20°未満の座席背面のアンクル（附則 3、図 1 参照）を有し、2.12 で記述される調節装置を持つ調節可能な座席の場合、角 $\alpha 1$ は使用時の通常位置で 20°以上であれば上記に定められた最小値（30°）より小さくできる。

5.4.2.2. 後部座席、M1 区分の自動車

M1 区分の自動車で角 $\alpha 1$ と $\alpha 2$ は、すべての後部座席において 30°から 80°の範囲にあること。後部座席が調節式であれば上記角度は、通常使用の全位置で有効であること。

5.4.2.3. 前部座席、M1 以外の区分の自動車

M1 以外の区分の自動車で角 $\alpha 1$ と $\alpha 2$ は、前部座席の通常使用の全位置において 30°から 80°の間になければならない。車両総重量 3.5t 以下の車両の前部座席において、角 $\alpha 1$ と $\alpha 2$ の少なくとも一つが通常使用位置のすべてで変化しない（例：座席に取り付けた取付装置）場合、その値は $60\pm 10^\circ$ であること。

5.4.2.4. 後部座席及び特殊な前部座席又は後部座席、M1 以外の区分の自動車

M1 以外の区分の自動車で、

- (a) ベンチシート、
- (b) 20°未満の座席背面アンクル（附則 3、図 1 参照）を有し 2.12 で記述される調節装置を持つ調節可能（前部及び後部）座席及び
- (c) 他の後部座席の場合、角 $\alpha 1$ と $\alpha 2$ は、使用時の通常位置で 20°から 80°の間にあってもよい。車両総重量 3.5t 以下の車両の前部座席において、角 $\alpha 1$ と $\alpha 2$ の少なくともひとつが通常使用位置のすべてで変化しない（例：座席に取り付けた取付装置）場合、その値は $60\pm 10^\circ$ であること。M2 及び M3 区分の自動車の前部座席以外の座席の場合には、角度 $\alpha 1$ と $\alpha 2$ は通常使用位置すべてについて 45°から 90°の間とする。

5.4.2.5. 車両の中央縦断面に対して平行で、同じ座席ベルトの 2 つの有効な下部ベルト取付装置 L1 を通る垂直面と L2 を通る垂直面との距離は、350mm 以上とする。M1 区分の自動車及び N1 区分の自動車の座席の後列に中央着席位置がある場合、上記の距離は、中央後部座席を車両のいずれの他の座席とも交換することができないことを条件に、240mm 以上とする。座席の中央縦断面は、ポイント L1 と L2 の間を通るものとし、これらのポイントから少なくとも 120mm 離れていなければならないものとする。

5.4.3. 有効な上部ベルト取付装置の位置（附則 3 参照）

5.4.3.1. 有効な上部ベルト取付装置の位置に影響するストラップガイドあるいはそれと同じような装置が使用される場合、ストラップの縦方向の中心線が下記の 3 つの線分により R ポイントから順次求められるポイント J1 を通る場合の取付装置の位置を考慮する簡易な方法で、この有効な上部ベルト取付装置の位置を定めるものとする。

RZ : R から上方に測ったトルソラインの線分で、530mm の長さ。

ZX: 取付装置の方向に Z ポイントから測った車の中央縦断面に直角な線分で 120mm の長さ。

XJ1: X ポイントから前方に測った線分 RZ と ZX で定まる面に直角な線分で、60mm の長さ。

J2 ポイントは、該当座席に置かれたマネキンの 5.1.2 に記したトルソラインを通る垂直縦断面に関して J1 ポイントに対称に求める。

2 ドア車で前部座席及び後部座席の両方への出入りを共通のドアを通して行うものについ

て、上部取付装置が「B」ポストに取り付けられている場合、そのシステムは、車両からはみ出たり乗降を妨げたりしないよう設計されていなければならない。

- 5.4.3.2. 有効な上部取付装置は座席の中央縦断面に直角で、トルソラインと 65° の角を成す面 FN より下側にくること。この角度は後部座席の場合、 60° まで減らしてもよい。面 FN は D ポイントと、 $DR=315\text{mm}+1.8S$ となるべく、トルソラインと交わるように位置するものとする。ただし、 $S \leq 200\text{mm}$ の場合、DR は 675mm になる。
- 5.4.3.3. 有効な上部ベルト取付装置は、座席の中央縦断面に直角に走り、 $BR=260\text{mm}+S$ となるように、B ポイントでトルソラインと 120° の角度で交わる面 FK の後ろにあること。 $S \geq 280\text{mm}$ の場合、自動車製作者自らの判断で $BR=260\text{mm}+0.8S$ を用いることができる。
- 5.4.3.4. S の値は 140mm 以上とする。
- 5.4.3.5. 有効な上部ベルト取付装置は、車の中央縦断面に直角で、附則 3 に示した R ポイントを通る垂直面の後方に位置すること。
- 5.4.3.6. 有効な上部ベルト取付装置は、5.1.4 で規定した C ポイントを通る水平面より上にあること。
- 5.4.3.7. 上記 5.4.3.1 で規定した上部取付装置の他に、下記の条件の 1 つが満たされれば、別の有効な上部取付装置を備えることができる。
 - 5.4.3.7.1. この追加取付装置が 5.4.3.1 から 5.4.3.6 の要件を満たしている。
 - 5.4.3.7.2. この追加取付装置が工具を使わずに使用でき、5.4.3.5 及び 5.4.3.6 の要件を満たし、かつ本規則の附則 3、図 1 に示した区域を垂直方向に 80mm 上側又は下側にずらして定まる区域の 1 つに入る。
 - 5.4.3.7.3. その取付装置がハーネスベルト用であり、5.4.3.6 で述べた要件を満たしており、かつリファレンスラインを通る横断面の後ろにあり、かつ下記の区域に入っている。
 - 5.4.3.7.3.1. 1 つの取付装置の場合、5.4.3.1 で規定した J1 と J2 ポイントを通る垂直面で囲まれ、その水平断面が本規則の附則 3 の図 2 で定められる 2 つの 2 面角に共通な区域内。
 - 5.4.3.7.3.2. 2 つの取付装置の場合、一方の取付装置が該当座席の 5.1.6 で規定されている面 P に関して対称に配置されているもう 1 つの取付装置の左右対称位置から 50mm 以内の距離にあるならば、上記の 2 面角のうち、いずれか該当する方の 2 面角の区域内。
- 5.5. 取付装置のネジ穴の寸法
 - 5.5.1. 取付装置は $7/16 \text{ in. (20UNF2B)}$ のネジ穴を有するものとする。
 - 5.5.2. 自動車製作者が座席ベルトを取り付け、その座席ベルトが該当座席に対して規定されているすべての取付装置に取り付けられる場合、それらの取付装置が本規則のその他の規定を満たしていれば、5.5.1. に述べた要件を満たす必要はない。さらに、5.5.1 で述べた要件は、5.4.3.7.3 で述べた要件を満たしている追加の取付装置には適用しないものとする。
 - 5.5.3. 取付装置を破損することなく座席ベルトを取外すことが可能であるものとする。

6. 試験

- 6.1. 座席ベルト取付装置の試験に関する一般要件
 - 6.1.1. 6.2 の規定の適用に基づき、かつ自動車製作者の選択で、
 - 6.1.1.1. 車両構造物又は完成車で試験を行うことができる。
 - 6.1.1.2. 以下の条件に基づいて、1 座席又は 1 グループの座席だけに関する取付装置に、試験を限定してもよい。

- (a) 当該取付装置が他の座席又は他の一体型座席に関する取付装置と同じ構造特性を有すること、及び
 - (b) 当該取付装置を全面的又は部分的に当該座席又は当該一体型座席に取り付けた場合に、その座席又はその一体型座席の構造特性が他の座席又は他のグループの座席の構造特性と同じであること。
- 6.1.1.3. ウィンドウとドアは取り付けても、取り付けなくてもよい。また開閉状態も問わない。
- 6.1.1.4. 通常車両についており、車両構造の剛性に寄与しそうな取り付け部品は付いていてもよい。
- 6.1.2. 座席はそのシステムの強度に関して最悪の条件を与えるように、認可試験を実施する責任を有する技術機関が選んだ運転又は使用上の位置に設置するものとする。座席の位置を試験レポート上に記載すること。座席背面の傾斜を調節できる場合、座席背面は自動車製作者が指定した通りにロックするか、あるいはそのような指定がない場合は、M1 区分の自動車及び N1 区分の自動車については 25°、その他の区分については 15°にできるだけ近い、有効な座席背面アングルに相当する位置にロックするものとする。
- 6.2. 座席ベルト取付装置の試験及び ISOFIX 取付装置試験のための車両の固定
- 6.2.1. 試験時に車両を固定するために用いる方法は、座席ベルト取付装置又は ISOFIX 取付装置とその取付装置区域の強度を上げたり、試験対象構造物の変形量を少なくするようなものでないこと。
- 6.2.2. 固定装置は、構造の全幅に渡る区域で影響を生じず、かつ車両あるいは構造が、試験される取付装置から 500mm 以上離れた位置に前側でブロック又は固定されており、試験される取付装置から 300mm 以上離れた位置に後ろ側で固定されているならば、十分であるとみなすものとする。
- 6.2.3 構造物をホイール軸とほぼ一直線上に配置された支持台上に置くか、それが不可能な場合は、サスペンションの取り付け点と一線になるように配置された支持台上に置くのがよい。
- 6.2.4. 本規則の 6.2.1 から 6.2.3 で規定する以外の固定方法を用いる場合、それが同等であるという証明を提出しなければならない。
- 6.3. 座席ベルト取付装置の一般試験要件
- 6.3.1. 同一グループの座席のすべてのベルト取付装置は、同時に試験するものとする。ただし、座席又は取付装置の非対称的荷重が故障につながる恐れがある場合には、非対称的荷重で追加試験を行ってもよい。
- 6.3.2. 車両の中央縦断面に平行、かつ水平面から上方に 10°±5°の角度をなす平面で、着席位置に対応する方向に牽引力を加えるものとする。
10%の予荷重を目標荷重の±30%の公差範囲で加えるものとする。荷重は該当する目標荷重の 100%まで引き上げるものとする。
- 6.3.3. できる限り速やかに全荷重を掛け、最大でも荷重を掛ける時間は 60 秒以内とする。
ただし、自動車製作者は、4 秒以内に指定された荷重を掛けるよう要求することができる。
ベルト取付装置は、0.2 秒以上にわたって、指定された荷重に耐えなければならない。
- 6.3.4. 6.4.の試験で使用する牽引装置は、附則 5 に示す。附則 5 の図 1 に示す装置は、座席クッションに載せた後、座席背面に密着させながら可能であればベルトストラップを引き出して装置に沿って取り付ける。附則 5 の図 2 に示す装置は、所定の位置に載せ、ベルトストラップを装置上に沿って、しっかりと引きつける。上記の手順中、試験装置を正しく配置す

るために必要な最小荷重を超える予荷重を座席ベルト取付装置に加えてはならない。

各着席位置で使用する 254mm 又は 406mm の牽引装置は、その幅が下部取付装置間の距離にできる限り近くなるものとする。

牽引装置は、引っ張り試験中に荷重及び荷重分布に悪影響を及ぼすような相互干渉が生じないように配置するものとする。

6.3.5. 上部ベルト取付装置が備えられている座席用のベルト取付装置は下記の条件で試験するものとする。

6.3.5.1. 前部外側座席

ベルト取付装置を、6.4.1.に規定した試験で提出するものとする。この試験では、上部ベルト取付装置にプーリーあるいはストラップガイドを有する巻き取り装置を備えた三点式座席ベルトの配置を再現する装置により、荷重をベルト取付装置に伝える。さらに、取付装置の個数が 5.3 で規定した数より多い場合、これらの取付装置は 6.4.5.で指定した試験を受けるものとし、その場合、それらの取付装置に取り付けられる予定の座席ベルトの配置を再現する装置により、荷重を取付装置に伝えるものとする。

6.3.5.1.1. 外側の下部ベルト取付装置に巻き取り装置が付いていない場合や、巻き取り装置が上部ベルト取付装置に付いている場合には、6.4.3.で規定する試験に下部ベルト取付装置も提出するものとする。

6.3.5.1.2. 上記の場合、6.4.1.及び 6.4.3.で規定されている試験は、自動車製作者の選択により 2 個の構造物について実施することができる。

6.3.5.2 後部の外側座席とすべての中央座席

ベルト取付装置は、巻き取り装置なしの三点式座席ベルトの配置を再現する方法で荷重を取付装置に伝える 6.4.2.に規定する試験と、腰ベルトの配置を再現する装置で荷重を下部ベルト取付装置に伝える 6.4.3.に規定する試験の対象となるものとする。これらの 2 つの試験は、自動車製作者の選択により 2 つの別の構造物で実施することができる。

6.3.5.3. 自動車製作者が座席ベルト付きの車両を提供した場合、対応するベルト取付装置は、それらの取付装置に添付されるベルト型式の配置を再現する装置により荷重をかける試験に提出されるものとする。

6.3.6. 上部ベルト取付装置が外側座席及び中央座席に備わっていない場合、下部ベルト取付装置は 6.4.3.で規定する試験に提出されるものとし、この場合、荷重は腰ベルトの配置を再現する装置により、これらの取付装置に伝えられる。

6.3.7. 滑車等の介入なしでストラップをベルト取付装置に直接取り付けられないその他の装置を受入れるように車両が設計されている場合、又はは 5.3.で述べた取付装置を補うベルト取付装置を要する装置を受入れるように車両が設計されている場合、座席ベルト、又は座席ベルトの取り付けを示すワイヤーや滑車の配置等は、当該装置によって車両のベルト取付装置に取り付けられるものとし、ベルト取付装置は 6.4.で規定した試験に提出されるものとする。

6.3.8. 6.3.で規定した試験方法以外の試験方法を用いてよいが、それが同等である証拠を提出しなければならない。

6.4. 座席ベルト取付装置の個別試験要件

6.4.1. 上部ベルト取付装置にプーリーやストラップガイドを有する巻き取り装置付き三点式座席

ベルト構成での試験

- 6.4.1.1. 張力装置からの荷重を伝えるのに適した特別なプーリーやワイヤー又はストラップ用ガイド、若しくは自動車製作者が提供したプーリー又はストラップガイドを上部ベルト取付装置に取り付けること。
- 6.4.1.2. 同一の座席ベルトのベルト取付装置に取り付けられた張力装置（附則 5、図 2 参照）に対して、 $1350\text{daN}\pm 20\text{daN}$ の試験荷重を、当該座席ベルトの上部トルソストラップの配置を再現する装置により加えること。M1 及び N1 以外の区分の自動車の場合の試験荷重は $675\pm 20\text{daN}$ とし、M3 及び N3 区分の自動車の場合の試験荷重は $450\pm 20\text{daN}$ とする。
- 6.4.1.3. 同時に、 $1350\text{daN}\pm 20\text{daN}$ の張力を 2 つの下部ベルト取付装置に取り付けられた張力装置（附則 5、図 1 参照）に加えること。M1 及び N1 以外の区分の自動車の場合の試験荷重は $675\pm 20\text{daN}$ とし、M3 及び N3 区分の自動車の場合の試験荷重は $450\pm 20\text{daN}$ とする。
- 6.4.2 上部ベルト取付装置に巻き取り装置の付かない、又は巻き取り装置が付いた三点式座席ベルト構成での試験
- 6.4.2.1 上部ベルト取付装置と同一ベルトの反対側の下部ベルト取付装置に取り付けられている張力装置（附則 5、図 2 参照）に対して、 $1350\text{daN}\pm 20\text{daN}$ の試験荷重を、座席ベルト製作者が提供するベルトを使用する場合は、上部ベルト取付装置に付いている巻き取り装置を用いて加えること。M1 及び N1 以外の区分の自動車の場合の試験荷重は $675\pm 20\text{daN}$ とし、M3 及び N3 区分の自動車の場合の試験荷重は $450\pm 20\text{daN}$ とする。
- 6.4.2.2. 同時に、 $1350\text{daN}\pm 20\text{daN}$ の張力を下部ベルト取付装置に取り付けられた張力装置（附則 5、図 1 参照）に加えること。M1 及び N1 以外の区分の自動車の場合の試験荷重は $675\pm 20\text{daN}$ とし、M3 及び N3 区分の自動車の場合の試験荷重は $450\pm 20\text{daN}$ とする。
- 6.4.3. ラップベルト構成での試験
 $2225\text{daN}\pm 20\text{daN}$ の試験荷重を 2 つの下部ベルト取付装置に取り付けた張力装置（附則 5、図 1 参照）に加えること。M1 及び N1 以外の区分の自動車の場合の試験荷重は $1110\pm 20\text{daN}$ とし、M3 及び N3 区分の自動車の場合の試験荷重は $740\pm 20\text{daN}$ とする。
- 6.4.4. すべてが座席構造内に配置されているベルト取付装置及び車両構造と座席構造に分散して配置されているベルト取付装置の試験
- 6.4.4.1 6.4.1.、6.4.2.及び 6.4.3.で指定した試験は、それぞれのシート及び座席のそれぞれの一体型座席に対して、同時に下記に述べる力を重複して加えるものとする。
- 6.4.4.2 6.4.1.、6.4.2.及び 6.4.3.に示す荷重に、座席全体の質量の 20 倍に等しい力を補充するものとする。慣性荷重は、座席に対してかけるか又は座席取付装置に対する当該座席の質量の物理的影響に対応する座席の適切な部位にかけるものとする。追加してかける荷重及び荷重配分は、自動車製作者が決定し、技術機関の合意を得るものとする。
M2 と N2 区分の自動車の場合、この力は座席全体の質量の 10 倍に等しい力とする；M3 と N3 区分の自動車については、この力は座席全体の質量の 6.6 倍に等しい力とする。
- 6.4.5. 特殊な型式のベルト構成での試験
- 6.4.5.1. $1350\pm 20\text{daN}$ の試験荷重を上部トルソストラップの配置を再現する装置により、当該座席ベルトのベルト取付装置に取り付けられた張力装置（附則 5、図 2 参照）に加えるものとする。
- 6.4.5.2. 同時に、 $1350\pm 20\text{daN}$ の張力を 2 つの下部ベルト取付装置に取り付けた張力装置（附則 5、

図 3 参照) に加えること。

- 6.4.5.3. M1 及び N1 以外の区分の自動車の場合、試験荷重は $675\pm 20\text{daN}$ とし、M3 及び N3 区分の自動車の場合の試験荷重は $450\pm 20\text{daN}$ とする。
- 6.4.6. 後向き座席の場合の試験
- 6.4.6.1 6.4.1.、6.4.2.、又は 6.4.3.の該当するに定めた力によって、取付装置ポイントを試験する。各々の場合に、試験荷重は M3 又は N3 区分の自動車の規定荷重に相当するものとする。
- 6.4.6.2 試験荷重は、6.3.に定めた手順に対応して、当該着席位置に関して前方に向けるものとする。
- 6.5. 附則 7 の 1 に定める一体型座席の場合には、自動車製作者の選択により、6.3.及び 6.4.に定めた静的試験の代わりに、附則 7 の動的試験を行うことができる。
- 6.6 静的試験要件
- 6.6.1. ISOFIX 取付具を十分にかみ合わせて、6.6.4.3.に定める力を静的負荷適合性試験装置 (SFAD) に加えて、ISOFIX 機構の取付装置の強度を試験するものとする。
ISOFIX トップテザー取付装置の場合には、6.6.4.4.に定めるとおりに追加試験を行うものとする。
同時に使用することのできる同一座席列の ISOFIX 位置は全て、同時に試験すること。
- 6.6.2. 試験は車両構造の強度と剛性を代表するのに十分な車両部品で実施しても良い。
窓及びドアの取り付け有無、開閉は関知しない。
通常装備されていて、車両構造に寄与する可能性のある取付具は取り付けてもよい。
以下の条件で、1 つだけの座席又は一体型座席に関する ISOFIX 位置に試験を限定しても良い。
- (a) 当該 ISOFIX 位置が他の座席又は一体型座席に関する ISOFIX 位置と同じ構造特性を有していること。
- (b) 当該 ISOFIX 位置の全部又は一部をその座席又は一体型座席に取り付けた場合に、当該座席又は座席群の構造特性が他の座席又は一体型座席と同じであること。
- 6.6.3. 座席とヘッドレストが調整できる場合には、協定規則第 16 号の附則 17、付録 3 に定めるように自動車製作者が規定する制限範囲内で、技術機関が定める位置で試験するものとする。
- 6.6.4. 力、方向、及び偏位限度
- 6.6.4.1. $135\text{N}\pm 15\text{N}$ の力を SFAD の下位前部クロスバーの中心に加えて、SFAD の後方伸張の前後位置を調節し、SFAD とその架台の間のゆるみ又は緊張を除去するものとする。
- 6.6.4.2. 静的負荷適合性試験装置 (SFAD) に表 1 に従って前方及び斜め方向に力を加えるものとする。

前方	$0^\circ\pm 5^\circ$	8 kN +/- 0.25 kN
斜め	$75^\circ\pm 5^\circ$ (まっすぐ前方の両側に、又は不利な方の側に、又は両側が対称であれば一方だけに力を加える。)	5 kN +/- 0.25 kN

表 1 試験力の方向

自動車製作者の選択により、これらの試験はそれぞれ違う構造で実施してもよい。初期加圧角度を水平面から上方 $10\pm 5^\circ$ にして前方に力を加えるものとする。斜めの力は $0^\circ\pm 5^\circ$ で水平に加えるものとする。500N \pm 25N の前負荷力を附則 9 の図 2 に示す規定の負荷点 X に加える。2 秒以内に力の全負荷を達成する。この力を最低 0.2 秒間維持するものとする。

測定は全て ISO6487 に従い、CFC60Hz 又は同等の方法で行うものとする。

6.6.4.3. ISOFIX 機構の取付装置だけの試験：

6.6.4.3.1. 前方方向の力の試験：

8kN \pm 0.25kN の力を加えた時の SFAD の点 X における（前負荷後の）水平縦方向偏位は 125mm を限度とし、ISOFIX 下部取付装置又は周辺区域の部分的破裂又は破損を含む恒久的変形は、要求される力が所定の時間接続すれば、故障にあたらぬものとする。

6.6.4.3.2. 斜め方向の力の試験：

5kN \pm 0.25kN の力を加えた時の SFAD の点 X における（前負荷後の）力の方向での偏位は 125mm を限度とし、ISOFIX 下部取付装置又は周辺区域の部分的破裂又は破損を含む恒久的変形は、要求される力が所定の時間持続すれば、故障にあたらぬものとする。

6.6.4.4. ISOFIX 機構の取付装置と ISOFIX トップテザー取付装置の試験

SFAD とトップテザー取付装置の間に 50N \pm 5N の張力前負荷をかけなければならない。8kN \pm 0.25kN の力を加えた時の点 X における（前負荷後）水平偏位は 125mm を限度とし、ISOFIX 下部取付装置とトップテザー取付装置又は周辺区域の部分的破裂又は破損を含む恒久的変形は、要求される力が所定の時間持続すれば、故障にあたらぬものとする。

力の方向	SFAD の点 X の最大偏位
前方	縦方向に 125mm
斜め	力の方向に 125mm

表 2 偏位限度

6.6.5. 追加する力

6.6.5.1. 座席慣性力

負荷が直接車両構造にかかるのではなく、車両の座席アッセンブリに伝えられる取り付け位置の場合には、車両構造に対する車両座席取付装置の強度が十分であることを確かめる試験を行うものとする。この試験では、座席アッセンブリの該当部分の質量の 20 倍に等しい力を、当該座席の質量が座席取付装置に及ぼす物理的影響に対応するように、座席又は座席アッセンブリの該当部分に前方方向に水平及び縦に加えるものとする。追加して加える負荷及び負荷配分の決定は自動車製作者が行い、技術機関の同意を得るものとする。自動車製作者の選択により、上記の静的試験の間に SFAD の X 点に追加負荷をかけることもできる。

トップテザー取付装置と車両座席が一体になっている場合には、ISOFIX トップテザーストラップを付けてこの試験を行うものとする。

破損が生じてはならず、表 2 に示した偏位要件を満たさなければならない。

注：車両座席ベルトシステムの取付装置のいずれかが車両座席構造と一体になっており、且つ車両座席が既に試験を受けて、成人乗客の拘束装置に関して本規則が求める取付装置負荷試験に適合していると認可されている場合には、この試験を行う必要はない。

7. 座席ベルト取付装置に関する静的試験中及び試験後の検査

7.1 取付装置はすべて、6.3.及び6.4.に定めた試験に耐えることができるものとする。いずれかの取付装置又は周囲の区域の部分的破裂又は破損を含む恒常的変形は、必要な力が所定の時間保持されるならば、故障にはならない。試験中は、5.4.2.5.に定めた有効下部ベルト取付装置の最小間隔及び有効上部ベルト取付装置に関する 5.4.3.6.の要件を満足するものとする。

7.1.1. 総許容質量が 2.5t 以下の M1 区分の自動車の場合、上部座席ベルト取付装置が座席構造に装着されているときは、有効な上部座席ベルト取付装置は、試験中、当該座席の C ポイント及び R ポイントを通過する横断面よりも前に移動してはならない（本規則附則 3 の図 1 参照）。

上記に該当する車両以外の場合、有効な上部座席ベルト取付装置は、試験中、10°前方に傾斜し、かつ座席の R ポイントを通過する横断面よりも前に移動してはならない。

試験中、有効な上部取付装置ポイントの最大移動量を実測するものとする。

有効な上部取付装置ポイントの移動量が上記の限界値を超えた場合、自動車製作者は、乗員に危険がないことを技術機関が満足する形で証明しなければならない。例えば、協定規則第 94 号に従う試験手順や対応するパルスによるスレッド試験を実施して、十分な生存空間を証明しなければならない。

7.2 当該装置を使用する車両では、全座席の乗員が車両から脱出することを可能とする移動及びロック装置は、牽引力を除去した後もひき続き手で操作できなくてはならない。

7.3 試験後に、取付装置と試験中に負荷に耐えた構造に何らかの損傷があればそれを記録するものとする。

7.4 減免措置によって、M3 区分の自動車及び最大質量が 3.5t を超え且つ協定規則第 80 号の要件を満たす M2 区分の自動車の一つ又はそれ以上の座席に取り付けられる上部取付装置は、5.4.3.6.への適合性に関する 7.1.の要件を満たす必要はない。

8. 車両型式認可の変更と拡大及び拡大

8.1. 認可を受けた者は、車両型式について変更があった場合には、当該車両型式の認可を行った行政官庁に通知しなければならない。行政官庁は、8.1.1.又は 8.1.2.に規定する処置を行うものとする。

8.1.1. 通知された変更が安全上著しい悪影響を与えるおそれがなく、かつ、車両が引き続き要件に適合すると判断する。

8.1.2. 試験の実施を担当する責任を有する技術機関の追加試験レポートを要求する。

8.2. 行政官庁は、変更に係る認可又は認可の拒否を行ったは、4.3.に基づき、本規則を適用している協定締約国に通知しなければならない。

8.3. 認可の拡大を行う行政官庁は、当該拡大に対して通し番号を割り当てるとともに、附則 1

に適合する様式により、本規則を適用している協定締約国に当該拡大を通知するものとする。

9. 生産の適合性

生産の適合性に係る手続きは、本協定付録 2 (E/ECE/324-E/ECE/TRANS/505/Rev.2) に定める手順及び 9.1.から 9.3.までに規定する要件に適合しなければならない。

- 9.1. 本規則に基づく認可に係る表示が付される車両は、座席ベルト取付装置又は ISOFIX 機構の取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置の特性に影響を及ぼす詳細に関して、認可された車両型式に適合しなければならない。
- 9.2. 9.1.に基づく適合性を確認するために、認可に係る表示が付される十分な台数の連続生産車を対象として、抜取検査を行わなければならない。
- 9.3. 上記の検査は、一般には測定によってのみ行われるものとする。ただし、必要な場合には、6.に規定される試験のうち認可試験を実施する技術機関が選択したものを実施すること。

10. 生産の不適合に対する罰則

- 10.1. 本規則に基づく車両型式に関する認可は、9.1.の要件に適合しない場合又は座席ベルト取付装置、ISOFIX 取付装置システム又は ISOFIX トップテザー取付装置が 9 の規定に適合しない場合には、取り消されることがある。
- 10.2. 本規則を採用している締約国は、既に行われた認可を取り消す場合には、附則 1 の様式により、本規則を採用している協定締約国に通知するものとする。

11. 取扱い説明書

各国の行政官庁は、当該国において登録される自動車製作者に対して、下記の事項を取扱説明書にわかりやすく記載することを求めることができる。

- 11.1. 取付装置の場所、及び
- 11.2. 取付装置が対応するベルトの型式 (附則 1、5 参照)

12. 生産の中止

認可を受けた者は、本規則に基づく座席ベルト取付装置の型式又は ISOFIX 機構の取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置の型式の生産を中止する場合には、型式を認可した行政官庁に対してその旨を通知しなければならない。通知を受けた行政官庁は、附則 1 の様式により、速やかに本規則を採用している協定締約国に通知するものとする。

13. 認可試験の実施を担当する責任を有する技術機関と行政官庁の名称と所在地

本規則を適用する協定締約国は、国連事務局に対して、認可試験を実施する技術機関並びに型式認可及び他国行われた認可又は認可の拡大、拒否又は取消に係る通知書類の送付先となる行政官庁の名称及び所在地を通知するものとする。

14. 過渡規定

- 14.1. 本規則を採用する締約国は、第 6 改訂版の適用日以降、第 6 改訂版の改訂に基づく認可を

拒否してはならないものとする。

- 14.2. 本規則を採用する締約国は、第 6 改訂版の適用日から起算して 2 年が経過した日以降においては、第 6 改訂版により改訂された要件に適合する場合に限り認可を行うことができるものとする。
- 14.3. 本規則を採用する締約国は、第 6 改訂版の適用日から起算して 7 年が経過した日以降においては、第 6 改訂版に基づく認可以外の認可の受け入れを拒否することができる。しかし、本規則の第 6 改訂版による影響を受けない車両区分の既存認可は引き続き有効であるものとし、本規則を適用する締約国はこれを受容し続けるものとする。
- 14.4. 7.1.1.の規定による影響を受けない自動車の場合、第 4 改訂版による認可は、続けて有効とする。
- 14.5. 第 5 改訂補足第 4 改訂版の影響を受けない自動車の場合、第 5 改訂補足第 3 改訂版以前の改訂による認可は、引き続き有効とする。
- 14.6. 本規則を採用する締約国は、第 5 改訂補足第 5 改訂版の適用日以降、第 5 改訂版補足第 5 改訂版の改訂に基づく認可を拒否してはならないものとする。
- 14.7. 第 5 改訂補足第 5 改訂版の影響を受けない自動車の場合、第 5 改訂版補足第 3 改訂版以前の改訂による認可は、引き続き有効とする。
- 14.8. 本規則を採用する締約国は、M1 区分の自動車について、2005 年 2 月 20 日以降、M1 区分の自動車について、本規則を適用する締約国は、第 5 改訂補足第 5 改訂版により改訂された要件に適合する場合に限り認可を行うことができる。
- 14.9. 本規則を採用する締約国は、M1 区分の自動車について、2007 年 2 月 20 日以降、第 5 改訂補足第 5 改訂版に認可以外の認可の受け入れを拒否することができる。
- 14.10. 本規則を採用する締約国は、N 区分の自動車について、2006 年 7 月 16 日以降、第 5 改訂補足第 5 改訂版により改訂された要件に適合する場合に限り認可を行うことができる。
- 14.11. 本規則を採用する締約国は、N 区分の自動車について、2008 年 7 月 16 日以降、第 5 改訂補足第 5 改訂版に基づく認可以外の認可の受け入れを拒否することができる。

附則 1

通知

(最大 A4 判 (210×297mm))



発行：行政官庁名

.....

協定規則第14号に基づく座席ベルト取付装置及び装備する場合には、ISOFIX機構の取付装置とISOFIXトップテザー取付装置に関する車両型式の

- 認可
- 認可の拡大
- 認可の拒否
- 認可の取消
- 生産の中止

について^{2/}

認可番号：..... 拡大番号：.....

1. 自動車（被牽引車を除く。）の商号又は商標：
2. 車両型式：
3. 自動車製作者の名称と所在地：
4. 自動車製作者の正規の代理人の名称と所在地：
5. 車が備えている取付装置に取り付けることが認められるベルトと巻き取り装置の型式の指定：

^{1/} 認可を付与／拡大／拒否／取消した国の識別番号（規則の認可規定参照）。

^{2/} 該当しないものを抹消する。

			取付装置の位置 ^{*/}	
			車両構造	座席構造
前部	右側座席	下部取付装置	外側	
			内側	
	上部取付装置			
	中間座席	下部取付装置	右側	
			左側	
	上部取付装置			
左側座席	下部取付装置	外側		
		内側		
上部取付装置				
後部	右側座席	下部取付装置	外側	
			内側	
	上部取付装置			

中間座席	下部取付装置	右側		
		左側		
	上部取付装置			
左側座席	下部取付装置	外側		
		内側		
	上部取付装置			

* / 実際の位置に下記の文字を記入する。

「A」：三点式座席ベルト

「B」：腰ベルト

「S」：特殊な型式のベルト、この場合、「備考」の下にその型式を記入すること。

「Ar」、「Br」又は「Sr」：巻き取り装置付ベルト

「Ae」、「Be」又は「Se」：エネルギー吸収装置付ベルト

「Are」、「Bre」又は「Sre」：少なくとも1つの取付装置に巻き取り装置とエネルギー吸収装置がついているベルト。

備考：

6. ^{3/} 座席の説明：

7. ^{3/} 座席又はその部品の調節システム、移動システム及びロックシステムについての説明

8. ^{3/} 座席取付装置の説明：

9. 座席構造に付いている取付装置又はエネルギー分散装置付きの取付装置の場合に必要な特殊な型式の座席ベルトの説明：

^{3/} 取付装置が座席に付いている場合や、座席がベルトストラップを支えている場合のみ記入。

10. 認可のための車両提供日：

11. 認可試験を実施する技術機関：

12. 当該機関が発行した報告書の日付：

13. 当該機関が発行した報告書の番号：

14. 認可の付与／拡大／拒否／取消し ^{2/}：

15. 車両上の認可に係る表示の位置：

16. 場所：

17. 日付：

18. 署名：

19. 認可を付与する認可当局に下記の書類を添付した本通知を提出し、要求があればいつでも手に入れられる。

— ベルト取付装置、ISOFIX 機構の取付装置、装備する場合にはトップテザー取付装置、及び車両構造の図面、略図、設計図、

— ベルト取付装置、ISOFIX 機構の取付装置、装備する場合にはトップテザー取付装置、及び車両構造の写真。

— 座席、車両の座席取付装置、座席及びその部品の調節システム及び移動システム、及びそのロックシステムの図面。 ^{3/}

一 座席、座席取付装置、座席及びその部品の調節システム、移動システム及びそのロックシステムの写真。3/

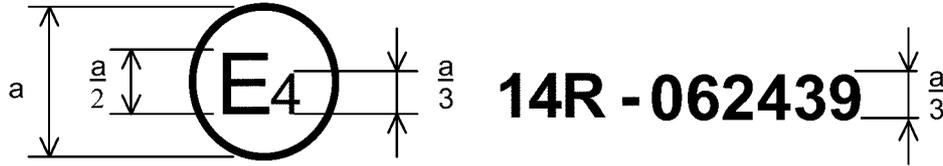
2/ 該当しないものを抹消する。

3/ 取付装置が座席に付いている場合や、座席がベルトストラップを支えている場合のみ記入。

附則 2

認可に係る表示の配置

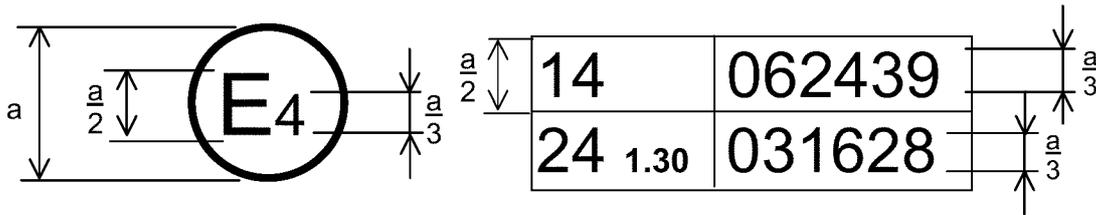
モデル A
(本規則の 4.4 参照)



a=最小 8mm

車両に貼付する上記の認可に係る表示は、当該車両型式が座席ベルト取付装置に関してオランダ (E4) において、協定規則第 14 号に基づき、062439 という番号で認可されたことを示す。認可番号の最初の 2 桁は、認可を付与した時点で協定規則第 14 号が第 6 改訂版を既に盛り込んでいることを示す。

モデル B
(本規則の 4.5 参照)



a=最小 8mm

車両に貼付する上記の認可に係る表示は、当該車両型式がオランダ (E4) において、協定規則第 14 号及び第 24 号に基づいて認可されたことを示す。^{*} (後者の規則の場合には、補正吸収係数は 1.30m^{-1} である)。認可番号は、これらの認可を付与した時点で、協定規則第 14 号が第 6 改訂版を盛り込んでおり、協定規則第 24 号が第 3 改訂版を盛り込んでいることを示す。

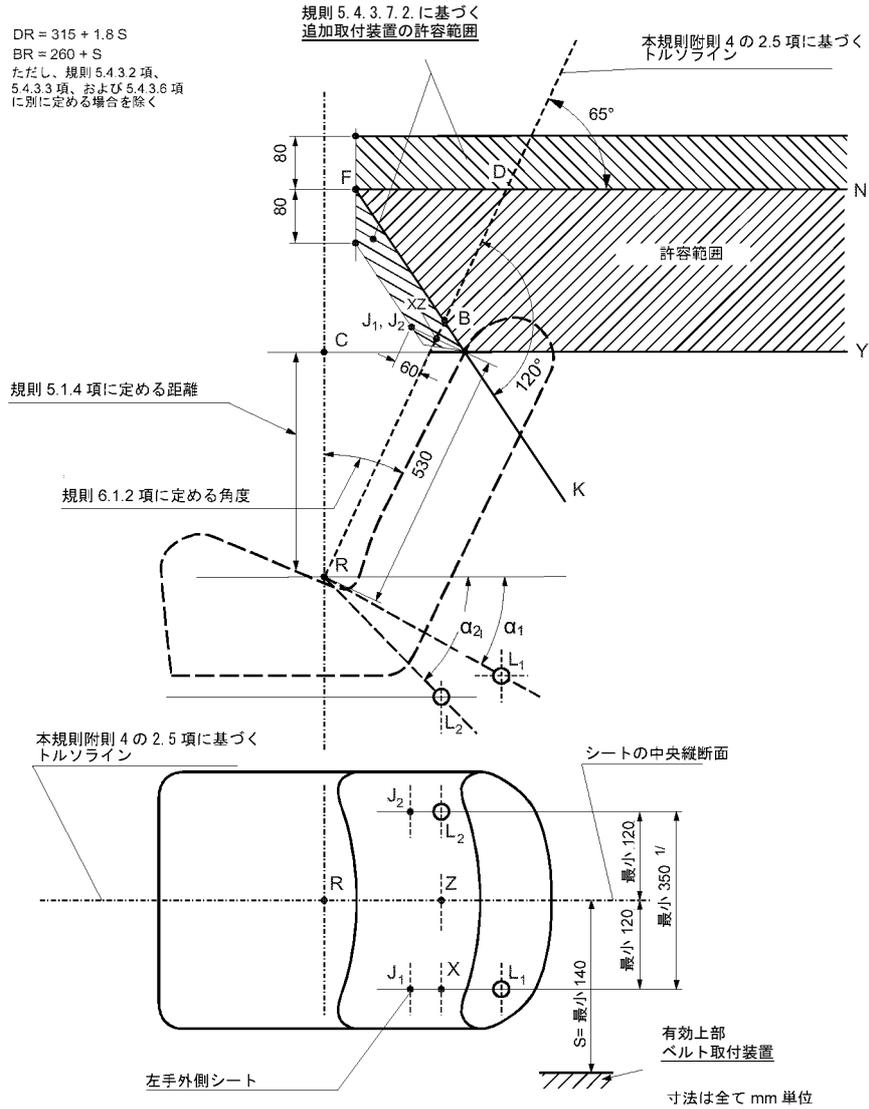
^{*} 2 番目の番号は例として挙げただけである。

附則 3

有効ベルト取付装置の位置

図 1 有効ベルト取付装置の位置の範囲
(図は上部取付装置が車体のサイドパネルに固定されている 1 例を示す。)

DR = 315 + 1.8 S
 BR = 260 + S
 ただし、規則 5.4.3.2 項、
 5.4.3.3 項、および 5.4.3.6 項
 に別に定める場合を除く



^{1/} M₁とN₁区分の自動車の後部中央着席位置は、最小 240mm。

図 2 5.4.3.7.3.に適合する有効な上部取付装置

